

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いことから、県は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、県民の生命、身体及び財産の保護のために、迅速に初動措置を講ずる必要がある。

このため、県は初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが必要であることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、整備を図る。

1 初動体制の整備及び初動措置

(1) 神奈川県危機管理対策本部の設置等初動体制の整備

ア 県は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、県としての確かつ迅速に対処するため、神奈川県危機管理対処方針に基づき、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置し、必要な初動体制を整備する。

また、県警察においても、所要の体制を確立する。

イ 県は、神奈川県危機管理対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察においては、警察庁を經由）して国に連絡する。また、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に速やかに連絡する。

ウ 神奈川県危機管理対策本部の本部長は、県警察、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 神奈川県危機管理対策本部等における初動措置

神奈川県危機管理対策本部は、収集した情報を分析し、対処方針を決定する。また、決定した対処方針に基づき、応急対策を実施し、被害の最小化を図る。

(3) 国等に対する支援要請

知事は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の手続

(1) 県は、政府において事態認定が行われたときは、退避の指示等の所要の国民保護措置を行うほか、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

(2) 県は、政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに

に、神奈川県危機管理対策本部は廃止する。

3 市町村における初動体制の確立及び初動措置

(1) 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置

市町村は、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 国民保護対策本部への移行

市町村は、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、(1)で設置した初動体制は廃止するものとする。

(3) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

市町村は、(2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県は、武力攻撃事態等において県及び関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、県対策本部を設置する。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部設置の手續

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

知事は、指定の通知を受けたときは、直ちに知事を本部長とする県対策本部を設置する。

なお、神奈川県危機管理対策本部を設置していた場合は、直ちに、神奈川県危機管理対策本部は廃止する。

ウ 県対策本部の組織及び業務

県対策本部の組織及び業務については、県対策本部長が別に定める。

エ 職員の参集

県対策本部長は、県対策本部を設置したときは、直ちに各部局長及び各地域県政総合センター所長に通知し、各部局長等は、あらかじめ定めた配備編成計画に基づき職員を配備する。なお、勤務時間外、休日の場合には、各部局長等は、あらかじめ定めた連絡体制により必要な職員に対し、緊急参集するよう連絡する。

オ 県対策本部の開設

県は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に県対策本部を開設する。ただし、県庁が被災し、県対策本部を開設できない場合は、県総合防災センターに県対策本部を開設する。また、全県的な避難が必要で、県内に県対策本部を設置することができない場合、知事は、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

また、県は、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、確認する。

カ 県対策本部設置の連絡

知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に対して、その旨を連絡する。

また、知事は、直ちに、指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。また、市町村長から、市町村

対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があったときも、同様とする。

(3) 県現地対策本部の設置

知事は、国民保護措置の実施に当たって、地域において連絡、調整等をきめ細かく行う必要があると認めるときは、必要と認めた地域県政総合センターに、県現地対策本部を設置する。

(4) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、県対策本部長は、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行う。この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席（自衛隊の連絡員の派遣）を求めることができる。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに当たり、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(5) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から総務大臣を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

県は、武力攻撃事態等において、地上系無線、衛星電話及び有線系の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(2) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等において、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、防災行政通信網の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。また、防災行政通信網の統制局が被災した場合にあっても、通信を確保するため、衛星通信を確保する。

(3) 各種通信手段の利用

県は、電話、防災行政通信網等が使用不能となった場合、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信を確保するための措置の実施に努めるものとする。

3 広報の実施

県は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、県対策本部に速やかに広報部門を設置し、県民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

広報を行うに当たっては、県は、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供する。

また、県は、報道機関に対し、報道を要請する。この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

4 市町村対策本部の設置

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置するとともに、職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制をとり、国民保護措置を総合的に推進するものとする。

第3章 関係機関との連携・協力

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から(1)の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容は、次のとおりである。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧

また、県は、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請を行う。

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めを受けたときは、その必要性を総合的に勘案し、防衛大臣に対し要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県との連携

(1) 他の都道府県との連携

県は、他の都道府県と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に県の区域を越える住民の避難を行う場合、近隣都県と緊密な連携を図る。

(2) 都道府県間の応援

ア 県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(3) 事務の一部の委託

ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の都道府県に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 知事は、他の都道府県に対する事務の委託を行ったときは、その内容を速やかに県議会に報告し、県は、上記事項を公示するとともに、総務大臣に届け出る。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣のあっせんを求める理由
- ・ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

- (3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (4) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に勘案し、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めを受けたときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、あっせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア 県は、他の都道府県から応援の求めを受けたときは、必要な応援を行う。この場合において、応援を求められた都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を行う際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

イ 知事は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、所定の事項を県議会に報告し、県は、公示を行い、総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

ア 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めを受けたときは、必要な応援を行う。

イ 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

ウ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、必要な応援を行う。

8 自主防災組織に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織が自発的に行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対して、市町村を通じて、情報の提供等必要な支援を行う。この場合において、県は、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) ボランティアの支援

県は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとする者がいる場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断する場合には、関係機関と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズ（要望）や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

県は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備する。

9 県民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、県民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

10 市町村における関係機関との連携・協力

(1) 関係機関との連携の確保

市町村は、武力攻撃事態等においては、国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(2) 自主防災組織に対する支援等

ア 自主防災組織に対する支援

市町村は、市町村からの要請に応じて自主防災組織が市町村に協力して行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。この場合において、必要な情報を随時十分に提供すること等により、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

イ ボランティアの支援

市町村は、武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、ボランティアの受入体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、市町村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するものとする。

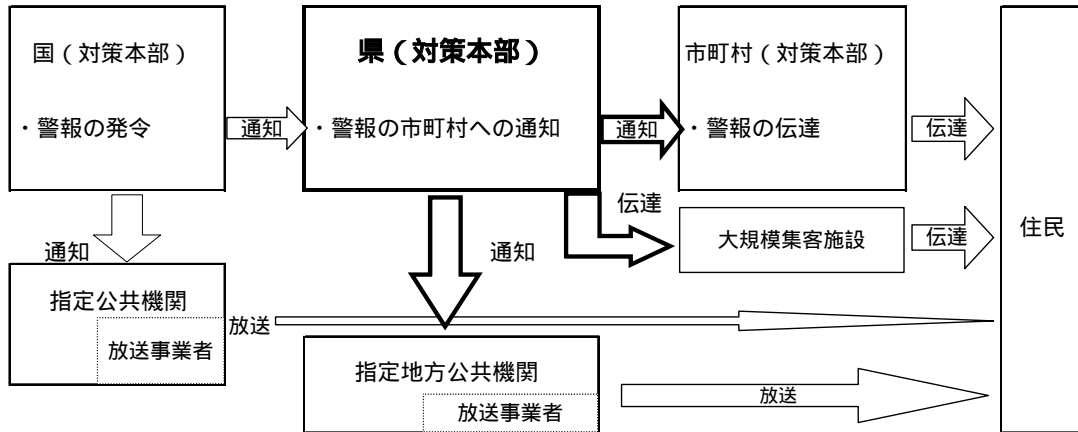
ウ 救援物資の受入れ

市町村は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

【警報の通知及び伝達の流れ】



1 警報の通知等

(1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときは、直ちに、防災行政通信網等を通じて、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

ウ 知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

エ 放送事業者である指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

ア 県は、あらかじめ把握した学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、あらかじめ把握した連絡先・連絡方法により、警報の内容を伝達するとともに、利用者に対して伝達することを要請する。

イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

ウ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機を活用するなどして、警報の内容を的確かつ迅速に伝達する。

(3) 警報の解除の通知等

知事は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で関係機関へ通知するとともに、多数の者が利用する施設の管理者に対し伝達する。

2 市町村による警報の伝達

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。
 - ・ 市町村長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合には、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ・ 市町村長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれない場合には、市町村長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知するものとする。
- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 市町村長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達するものとする。この場合において、原則としてサイレンを使用しないものとする。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による県民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得たときは、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

ア 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

イ 知事は、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

ウ 知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、迅速に緊急通報の内容を通知する。

エ 知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部長にその内容を報

告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

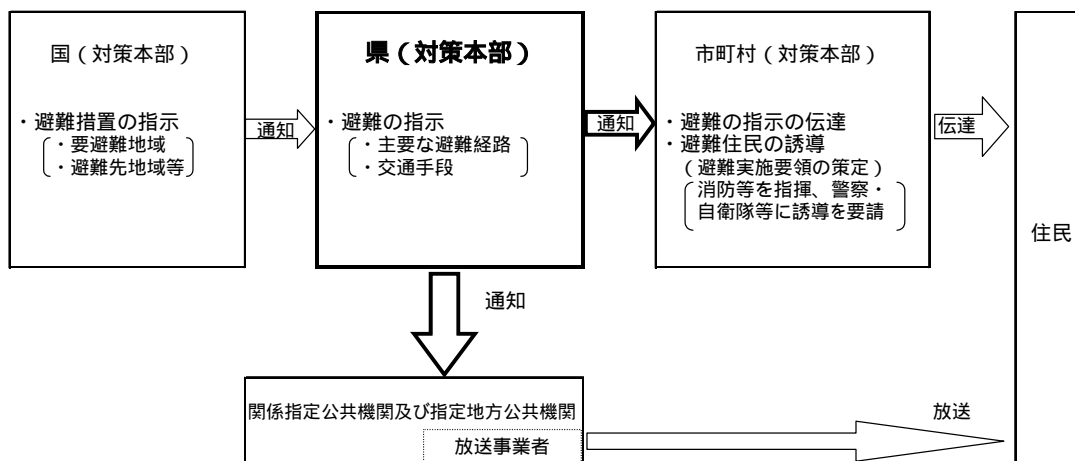
放送事業者である指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

(5) 市町村による緊急通報の伝達

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達するものとする。

第2 避難の指示等

【避難の指示の流れ】



1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示の通知

ア 知事は、総務大臣を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けたときは、直ちに、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け、又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、要避難地域住民に対する避難の指示を行う。

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施する。

ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関に通知する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受けた場合に要避難地域を管轄するときは、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。この場合において、当該要避難地域に近接する地域の住民も避難させる必要があると判断するときは、当該地域の住民に対し避難を指示する。

イ 知事は、避難の指示に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示で示された事項に加えて、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すものとし、これらを決定するに当たって、次の事項について情報の把握、調整等を行う。

- ・ 要避難地域の避難住民数の把握
- ・ 要避難地域に近接する地域の住民の避難に係る調整
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の要援護者の把握
- ・ 避難先地域の避難施設の状況の把握
- ・ 使用可能な運送手段の把握
- ・ 避難経路に使用可能な道路の把握
- ・ 国等から得られる支援内容の把握、必要な支援の要請
- ・ 市町村との避難誘導に係る調整
- ・ 運送事業者等との避難住民の運送に係る調整
- ・ 県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整

ウ 知事は、避難の指示をする場合に、避難先地域に横浜市又は川崎市が含まれるときは、あらかじめ、当該市長の意見を聴く。

エ 知事は、避難の指示をするに当たって、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(3) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(4) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、国の対策本部長にその内容を報告する。

(5) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ協議する。

イ 知事は、他の都道府県知事から協議を受けた場合には、必要に応じて関係市町村の意見を聴き、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案の上、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

なお、知事は、受入地域に横浜市又は川崎市が含まれるときは、あらかじめ、当該市長の意見を聴く。

(6) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

3 避難の指示に際しての留意事項

(1) 避難における地域特性への配慮

ア 在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における住民の避難

(ア)道路、港湾施設等の利用のニーズが競合する場合の対応

米軍や自衛隊の行動と住民の避難に関する措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、必要に応じて関係市町村の意見を聴き、早急に情報を取りまとめる。国の対策本部長が利用指針を定める場合において国の対策本部長から意見を聴かれたときは、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等を踏まえ、必要な意見を述べる。また、状況に応じ、知事は、周辺住民の避難を円滑に行うために必要な道路を避難経路として利用できるよう国の対策本部長に依頼する。

知事は、利用指針が定められたときは、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定する。

(イ)避難措置の指示がなされる前の対応

知事は、在日米軍や自衛隊の施設等で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対する退避の指示、警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

イ 大都市における住民の避難

大都市の住民を避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

ウ 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、県は市町村等と協力して避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、県は、帰宅困難者等への対応について近隣都県と連携を図る。

エ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における住民の避難

知事は、特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場

合において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対する退避の指示、警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

(2) 動物の保護等に関する配慮

県は、国が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方を踏まえ、次の事項について、配慮する。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護等

(3) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。

イ グェリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア)グェリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、国の対策本部長の避難措置の指示を受けて、知事は、屋内に一時避難するよう指示する。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を指示する。

(イ)知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

(ア)弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階等への避難を指示する。

(イ)被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を指示する。

(ウ)急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、知事は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難を指示する。

エ N B C 攻撃の場合

N B C 攻撃の場合、知事は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示する。この場合において、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

(ア)知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難を指示することとなるが、事態の状況を踏まえ、次の指示を行う。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の推移に応じて、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(イ)知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング（監視、観測）結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

4 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

県は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村長からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等で、必要と判断するときは、緊迫性等を勘案してより広域的見地からそれらの優先順位を定めるなど市町村長の要請の調整を行う。

また、市町村から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事が要請を行う。

(4) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難住民の誘導の支援等に当たって、県のみでは適切な支援等が行えないと判断する場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 避難住民の運送の求めに係る調整

ア 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市町村長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、広域的な見地からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

イ 知事は、運送事業に係る指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、所要の避難住民の運送を行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(8) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業に係る指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

なお、運送事業に係る指定地方公共機関の安全確保については、県が配慮するが、気象状況等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 県による避難住民の復帰の支援等

知事は、避難の指示を解除した場合、市町村長が講ずる避難住民の復帰のための措置に対して、(4)(5)に準じて、支援等を行う。

5 市町村による避難実施要領の策定等

市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、県、県警察等関係機関の意見を聴くとともに、市町村国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、国が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方を踏まえ、危険動物等の逸走対策や飼養等されていた家庭動物等の保護等について、配慮するよう努めるものとする。

6 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路

及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、県民の安全確保、犯罪の予防に努める。また、被災地において発生が予想される生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

県においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、県民等からの相談に対応することを通じ、県民等の不安の軽減に努める。